

エコ・パワー株式会社「(仮称)大分ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成27年12月7日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)大分ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書について、エコ・パワー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 大分県大分市及び臼杵市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 最大45,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年12月 3日
環境大臣意見受理	平成27年 2月20日
経済産業大臣意見	平成27年 2月27日

環境影響評価方法書受理	平成27年 7月 2日
住民等意見の概要受理	平成27年 8月21日
大分県知事意見受理	平成27年11月11日
経済産業大臣勧告	平成27年12月 7日

問合せ先:電力安全課 長村、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

エコ・パワー株式会社「(仮称)大分ウィンドファーム事業環境
影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 総括的事項

調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえるとともに、最新の知見等を活用し、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うこと。

2. 個別的事項

(1) 大気環境

- ① 工事関係車両の主要な走行ルート周辺には住居等が存在しており、これら住居等における大気質や騒音等による生活環境への影響が懸念されることから、工事の実施に伴う大気質、騒音及び振動の影響について、必要に応じて環境影響評価の項目として選定すること。環境影響評価の項目として選定しない場合は、その理由を具体的に環境影響評価準備書に記載すること。
- ② 施設の稼働に伴う騒音等の影響に係る評価に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺が静穏な地域であることを踏まえて行うこと。

(2) 風車の影

施設の稼働に伴う風車の影の影響に係る予測及び評価に当たっては、ローター直径の10倍よりも広範囲で影響が生じている事例も踏まえて行うこと。

(3) 景観

風力発電設備が眺望景観に与える影響に係る調査に当たっては、影響が懸念される直近集落等を調査地点に追加すること。